**手話言語・障害者コミュニケーション条例**

**（正式名称は「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」）**

愛知県では、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに意思や感情を伝え合うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加し、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、平成28年10月に手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定しました。

**〈条例の概要〉**

この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図り、もって全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、その下に、県の責務、県民、事業者の役割及び学校等の設置者の取組を明らかにしています。

〈対象とするコミュニケーション手段〉

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置等

〈基本理念〉

次の３つを基本理念として定めています。

1 障害の有無に分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識のもとに手話言語の普及や障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を行うこと。

2 手話が独自の体系を有する言語であり、手話を使い日常生活又は社会生活を営む者が受け継いできた文化的所産であることを認識して手話の普及を行うこと。

3 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認め、選択の機会の確保と利用の拡大が図られること。

〈各主体の責務と役割及び取組〉

○県の責務

　総合的な施策の策定・実施。市町村と連携した施策の推進。

○県民の役割

　基本理念に対する理解を深めるとともに、県の施策に協力するよう努めること。

○事業者の役割

　 コミュニケーション手段の利用の促進のため、障害者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めること。

○学校等の設置者の取組

　障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する教職員の知識及び技能の向上のための研修に努めること。

〈県の取組〉

・啓発及び学習の機会の確保

　手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発に努めます。市町村、関係団体と協力し、コミュニケーション手段の学習の機会の確保に努めます。

・人材の養成等

　市町村、関係団体と協力し、意思疎通を支援する者の養成等を行うよう努めます。

・情報の発信等

　市町村等と連携し、災害時等におけるコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努めます。

〈施行日〉公布の日（平成28年10月18日）

**〈手話の歴史〉**

かつて、聴覚障害者は、ごく身近な人だけにしか通じない身振り手振りの『ホームサイン』という手法を使い、わずかな意思疎通をはかっていましたが、1760年にフランス・パリにミシェル・ド・レペ神父が世界初のパリ聾唖学校を自費で設立し、子どもたちが使っていたホームサインを基に手話での教育を始めました。

アメリカでは、レペ神父の弟子から手話法を学んで帰国したトーマス・ホプキンズ・ギャローデット牧師によって広められました。日本における手話の歴史は欧米と比べ浅く、1862年に江戸幕府に派遣された第一次遣欧使節一行が、ヨーロッパの聾学校や盲学校を視察しました。

その後、1878年（明治11年）に古河太四郎が日本初の聾学校である「京都盲唖院」を設立し、ここに31名の聾唖生徒が入学し、そこで日本手話の原形というべき言語が生まれました。

**〈手話は言語〉**

　平成18年に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、手話が言語に含まれることが明記（条約第二条）され世界的に「手話は言語」であると認められました。

また、我が国においても、平成23年に「障害者基本法」が改正され「言語（手話を含む）」と明記されました。

手話は、ろう者が自ら日常生活又は社会生活を営むために使用している、独自の体系を有する言語であって、音声言語と同じ文化的所産です。日本語に方言があるように、手話も地域によって表現が異なり、また国や性別、年代によっても違っています。

**◯障害の特性とコミュニケーション手段**

みなさんが暮らす地域には、障害を抱えながら生活されている人がいらっしゃいます。また、障害は多種多様で、体に障害がある人や知的能力が年齢相応でない人、外見からは障害のあることが分からない人もいます。

障害の種類やそのコミュニケーション方法を理解することが、障害のある人と共に安心して暮らしやすい地域社会をつくる第一歩となります。

さあ、あなたも共生社会の実現のために行動しましょう！

**〈視覚障害〉**

　視覚に障害があることにより、全く見えない場合（全盲）と見えづらい場合（弱視）があります。人や物にぶつかることなどを防ぎ安全に歩くため、白杖を持っていたり盲導犬を連れている人もいますが、外見から視覚障害と分かりにくい人もいます。

配慮

・場所や物の位置を示す場合は、「あっち」「それ」ではなく、具体的に説明してください。

・何か困っていたら、突然体に触れず前方から「何かお手伝いが必要ですか？」と声を掛けてください。

・誘導が必要な場合は、肩や腕を持ってもらい誘導してください。腕や白杖をつかんだり、肩や背中を後ろから押さないでください。

主なコミュニケーション手段

視覚情報によらない方法で伝えてください。例 点字、音声（音訳）、拡大文字（弱視の場合のみ）

〈**聴覚障害〉（ろう・中途失聴・難聴）**

病気、事故、薬害、騒音、遺伝等を原因とする「聞こえない・聞こえにくい」という、外見では分かりにくい障害です。周囲に気付いてもらえないことがあり、情報障害、コミュニケーション障害でもあります。「ろう（あ）」、 「中途失聴」、「難聴」があり、視覚での情報取得が中心となりますが、補聴器や人工内耳で「聞こえ」を補うことのできる人もいます。中途失聴者や難聴者には手話を使えない人が多く、筆談や口話などの方法によりコミュニケーションを図ります。ろう者は、主に手話を言語とし、手話を使いながら会話します。

配慮

・まずは、その人にあったコミュニケーション方法を確認してください。

話しかけるときは､口の動きや表情が分かるように、マスクは外して、正面から、ゆっくり話してください。

・補聴器は単に音を大きくする機械です。耳元で怒鳴ったり、大音量にするのは逆効果なので、やめてください。

・スマートフォン・タブレット・パソコン等のIT機器を活用してコミュニケーションをとる方法もあります。緊急時には光や振動を用いることも有効です。

主なコミュニケーション手段

必要な情報をすべて視覚情報に変えて伝えてください。

例 手話、筆談、要約筆記、身振り、光など

**〈盲ろう〉**

「盲ろう」とは視覚と聴覚の両方に障害があることを言います。この障害は程度により、全盲ろう（まったく見えず、聞こえない）、盲難聴（まったく見えず、聞こえにくい）、弱視ろう（見えにくく、聞こえない）、弱視難聴（見えにくく、聞こえにくい）の4つに分かれます。

配慮

・コミュニケーションの支援や移動の介助が必要な場合が多いです。そのため、介助者のサポートを受けて行動することが多いです。

・まずは、その人にあったコミュニケーション方法を確認してください。

主なコミュニケーション手段

見え方・聞こえ方の障害の程度により異なります。

例 全盲ろう－手書き文字、触手話、指文字

難聴（盲・弱視）－音声（補聴器に向かって話す）

弱視（ろう・難聴）－ 接近手話（盲ろう者が見える位置で手話）、要約筆記

**〈筋委縮性側索硬化症（ALS）〉**

筋萎縮性側索硬化症は、身体を動かすための神経系が変性する病気です。また、原因不明な進行性の難病で、有効な治療法がほとんどありません。全身の筋肉が動かなくなり、言葉を発することに支障が生じてきますが、物事を理解する能力は変わらず、自ら判断することができます。

配慮

・進行性の難病のため、身体の状況に応じてコミュニケーション方法を適宜変えていくことが必要になります。

・会話ができなくなり筆談も難しくなった時には、文字盤に書かれた文字や数字、日常生活に必要な事柄が書かれたカードやボードを指し示してもらいコミュニケーションを図る方法もあります。

主なコミュニケーション手段

病気の進行により大きく異なります。ハイテクからローテクまでの機器を使用します。

例 筆談、文字盤、視線、重度障害者用意思伝達装置

**〈肢体不自由〉**

事故による損傷や先天性の疾病などが原因で、上肢・下肢に欠損やまひ、体幹の機能障害が生じ、日常の動作や姿勢の維持に不自由があります。そのため、多くの人が補装具（杖や車椅子、装具など）を使用しています。発声に関わる気管のまひや不随意運動などにより意思を伝えにくい人もいます。

配慮

・困っている時は積極的に声を掛けてください。話を聞き取りにくい場合は確認してください。

主なコミュニケーション手段

障害の程度により大きく異なります。下肢の欠損やまひ等の場合は健常者と変わりありません。

例 音声（音訳）、文字盤、視線、重度障害者用意思伝達装置

**〈知的障害〉**

18歳くらいまでの発達期において、知的な能力が年齢相応に発達していない脳の機能障害です。「言葉を使う」「記憶する」「抽象的なことを考える」ことに時間がかかることが主な特徴です。

配慮

・内容が理解できるようできるだけ短く簡単な言葉で話しかけてください。

・複雑な内容を伝える場合は、紙に書いて渡してください。

・見通しが立たないこと予想外のことが起きるとパニックになる場合があります。落ち着くまでしばらく見守ってください。

主なコミュニケーション手段

簡単な言葉（表情を見せてゆっくり簡潔に）、実物や絵、写真、身振りなどを交える。

**〈精神障害〉**

統合失調症や躁うつ病などの精神疾患のために「意欲や自発性がない」「集中力や持続性がない」などとみられることがあります。精神疾患には、幻覚や妄想、不安やイライラ感、憂うつ感、不眠などの症状があります。薬物療法や環境が安定することにより症状が改善します。

配慮

・ストレスが重なることで症状が再発することがあり、プレッシャーをかけてしまう意味合いの「頑張れ」という言葉で逆に追い込まれてしまうことがあります。

・服薬を中断したり、ストレスが重なると症状が再発する場合があります。調子が悪いと思われる時などは休養させてください。

**〈発達障害〉**

脳の機能障害のため生活上の困難さがありますが、優れた能力が発揮される場合もあり、発達のアンバランスな様子が理解されにくい障害です。親の育て方や本人の努力不足によるものではなく、また知的な能力に遅れがある場合とない場合があります。持っている特性は一人一人違います。

配慮

・急な予定変更はパニックになる場合があるので、前もって伝えてください。

・感覚過敏のある人は、静かな場所を用意してください。

・指示をする場合は具体的に伝えてください。

主なコミュニケーション手段

言葉以外に実物や絵、写真、身振りなどを交える。

**〈高次脳機能障害〉**

高次脳機能障害とは、交通事故や病気によって脳に損傷を受けたことで生じる記憶障害や注意障害、行動障害などの後遺症のことをいいます。身体に障害が残らないことも多く、外見で分かりにくいため、「見えない障害」と呼ばれることもあります。

配慮

・早口や長い説明は苦手です。会話はゆっくりと具体的に、大切なことは紙に書いて確認する、などを心がけてください。すぐに忘れてしまう人にも〝書いたもの＂は有効です。

・急かされる、同時に複数のことに注意をはらうのは、混乱することもあります。行動は１つずつ、あわてずに、が原則です。

・イライラしている時はその場でなだめようとせず、話題や場を変えるような働きかけをしてください。ころっと変わることもあります。

発行　愛知県健康福祉部 障害福祉課

〒460-8501　名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL052-954-6317(内3498)

FAX052-954-6920

Ｅ-mail:shogai@pref.aichi.lg.jp

詳しくはホームページで

愛知県　手話言語　で検索